

令和 8 年度 非常勤講師（教科指導）募集要項

職 務 内 容	・ 高等学校における教科指導業務 ・ 試験問題作成及び採点業務 ・ 担当教科と密接に関連する行事指導業務 ・ 指導計画，課題・宿題に関する業務
募 集 人 員	配置を必要とする学校に対し，若干名
募 集 対 象	以下の条件を満たしている方 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく各担当学校及び担任教科の教員の相当免許状を有する者 なお，以下に該当する方は，応募できませんので御了承ください。 1 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない者 3 教育職員免許状の取上処分を受け，当該処分の日から3年を経過しない者。 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者 5 （令和8年12月25日までに施行予定の）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第4項に規定する「教員等」においては，同条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」
勤 務 時 間	1 勤務日数 週5日程度（1校あたりの勤務） 2 勤務日 学校の長が指定した日（月曜日から金曜日までに勤務日を割り振ります。） ※ 原則として，土曜日，日曜日，祝日及び12月29日から翌年1月3日までは勤務日を割り振りません。 3 勤務時間 8:15～16:45（ただし，学校によっては始業及び終業時間が異なる場合がある）の内，学校の長が指定した時間（1校当たりの勤務 原則として週16時間以内） ※ 所定勤務時間を超える勤務 原則として無 4 休暇 年次有給休暇，特別休暇（有給・無給）
勤 務 地	配置を必要とする学校
任 用 期 間	令和8年4月上旬から令和9年3月31日まで ※ 任用開始日が4月上旬以降になる場合もあります。 ※ 採用後，原則として1月間は条件付採用期間となります。
報酬支払日	原則として毎月7日（毎月末日締切翌月支払）
報 酬 等	1 基本となる報酬 時間額：3,050円以上 2 加えて支給される報酬 無 3 期末手当及び勤勉手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 4 通勤にかかる費用弁償 一定の要件を満たす場合に支給されます。
退職金制度	無
加入保険等	無
住 宅	無
応 募 方 法	・ 市販の履歴書等（写真貼付，学歴及び職歴，志望動機を明記。）により，下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。（応募期間：令和8年2月27日（金）午後5時15分まで。） ※ 郵送の場合は，令和8年2月27日（金）必着とします。 ・ 書類選考の上，順次，面接日時等を連絡します。なお，面接時において，教員免許状の原本など任用に関する必要書類の提出を求める場合があります。

	・応募期間にかかわらず、採用者が決定次第、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。 ・選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので、あらかじめ御了承ください。
そ の 他	・いただいた応募に関する個人の情報は、本募集・採用に関することにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。 ・地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。 ・採用に当たっては、（令和8年12月25日までに施行予定の）学校設置者等及び民間教育保育事業等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪（下記参照）の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、翌年度及び翌々年度において、公募によらず面接及び勤務成績により選考を行い、再度任用されることもあります。 ・学校敷地内では、禁煙です。

書類提出先及び問合せ先
勤務を希望する県立学校又は
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県教育庁教職員課
県立学校人事管理係
TEL099-286-5270

【参考】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）
（定義）

第二条（略）

- 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの